



こどもみらい住宅支援事業

令和3年11月26日閣議決定されました住宅支援事業について掲載いたします。

1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯又は若者夫婦世帯による高い省エネの新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯又は若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る事業です。

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和3年11月26日)以降に契約を締結し、事業者登録(令和4年1月開始予定)後に着工したものに限る。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅※	補助額
① ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円/戸
② 高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅)	80万円/戸
③ 省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	60万円/戸

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。

発行者 株式会社 大幸

〒471-0079 豊田市陣中町2丁目2-8

TEL : (0565) 32-2213(代)

・地域限定版

FAX : (0565)32-1150

E-mail : kikaku@taikoh3.com

・隔月 発行

http : //www.taikoh3.com

こどもみらい住宅支援事業とは

子育て世帯又は若者夫婦世帯が注文住宅の新築や新築分譲住宅を購入する場合に使える補助金・助成金制度

・リフォームは全世帯が対象です

子育て世帯又は若者夫婦には補助金額が拡大されます。

子育て世帯又は若者夫婦世帯とは

・子育て世帯 = 18歳未満の子を有する世帯(令和3年4月1日時点)

・若者夫婦世帯 = 夫婦いづれかが39歳以下の世帯

ZEHは、太陽光発電等を導入し、年間の一次エネルギー消費量の4割をゼロとするものだが、多雪地域等や都市部狭小地で発電が見込めない場合や、太陽光発電等の創りエネ以外で以下はZEHと認められる

*1 Nearly ZEH(ニアリーゼッチ) = 寒冷地等に限り、ゼッチに近いもの

*2 ZEH Oriented(ゼッチ・オリエンテッド) = 都市部の狭小地での基準

*3 ZEH Ready(ゼッチレディー) = 建築物の性能を上げ一次エネルギー50%減らす

住宅のリフォーム

対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸*
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

①(必須)住宅の省エネ改修

以下の①~③のいずれかに該当するリフォーム工事を組み、申請当たりの合計補助額が5万円未満の場合は申請できない

- ① 開口部の断熱改修
ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換
- ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
対象となる断熱材の性能及び使用量あり
- ③ エコ住宅設備の設置
・太陽熱利用システム ・節湯水栓
・節水型トイレ
・高断熱浴槽
・高効率給湯機

補助対象期間

＜注文住宅の新築＞
令和4年10月31日までに工事請負契約(変更契約を除く)を行い、同期日までに工事着工するものを対象
＜リフォーム＞
請負契約日は新築と同様で、令和4年10月31日までに工事が完成するものを対象
★細かい制度は、今後決定されることもあり、リフォームについて次回詳しく取り上げます。

他の補助金との併用について

原則として、国の他の補助制度との併用は不可。
以下は併用可能
・新築住宅(分譲含む)見購入の場合
・すまい給付金 ・住まいの復興給付金
・外構部の木質化対策支援事業
・リフォームの場合 契約又は工期別の場合併用可
詳しくは、国土交通省ホームページ、以下のコールセンターもしくは、当社へお問い合わせください。

★★★★お問合せコールセンター★★★★
電話番号 03-6732-8830
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝含む)
★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

<大幸ライク120号 2022.1>

住宅ローン減税 今後は

* 低金利が続く中、ローンを組んで住宅を取得した人の減税額が、支払う利子よりも多く受けられる「逆ざや」が広がっており、こうした点を見直し、2022年度住宅ローン減税制度が変更されます。
年末のローン残高の1%を控除
↓
0.7%に
ただし、減税期間10年 → 13年に延長 (2021年12月16日時点)
・中古の一般住宅見購入の場合も、減税期間は10年に据え置く。

住まいづくりのトータルコンサルティング

TAIKOH
株式会社 大幸
〒471-0079 豊田南陣中町2丁目2-8
(フリーダイヤル) 0120-36-2214
Email: kikaku@taikoh3.com
http://www.taikoh3.com
ご意見・ご感想などありましたら、お便りのください。担当:松岡まで

